

山県市てんこもり施設他購入事業者
選定に係わるプロポーザル実施要領

令和8年 6 月

山県市

1. 趣旨・目的

山口市（以下「本市」という。）では、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山口市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設の管理方針を掲げ、公共施設のマネジメントを実践しています。

この度、農産物直売所としての施設利活用を前提とした当該施設等の購入事業者に関して、プロポーザルを実施し、土地・建物の売買契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定します。選定を行うにあたり、次のとおりプロポーザルの参加者を募集します。

2. 売却対象施設

所在地	岐阜県山口市小倉 755 番地 2・756 番地 1		
建 物	木造平屋建て 建築面積 303.75m ² 建築年月 平成 18 年 9 月		
土 地	地 番	地 目	地籍（登記簿）
	山口市大字小倉字四日市沖 756 番地 1	宅 地	647.00m ²

※対象物件の詳細は、別添「山口市てんこもり 物件概要書」に記載

3. 最低売却価格

金 1 4, 6 0 0, 0 0 0 円とし、これを下回る額を提示した者は失格とします。

4. 実施方式

公募型プロポーザル

5. 参加資格要件

- ①山口市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。
- ②市の入札参加資格者名簿に登録されている者
- ③会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 条)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条 2 第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者

- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥国税、地方税を滞納していない者
- ⑦指定期日までに売買代金の納付が可能である者
- ⑧応募者自ら本件の施設等を取得し、活用すること。転売や又貸しなどをしないこと。
- ⑨法人格を有する団体で、現在、農産物販売所を運営する事業者であること。

6. 募集要項等の配布

①配布方法

山県市農林商工課農林振興係（山県市役所本庁2階）の窓口において配布します。市ホームページにより閲覧、ダウンロードも可能です。

②配布期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月26日（金）まで（市の休日を除く。）
なお、配布時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③配布物

山県市てんこもり施設他購入事業者選定に係わるプロポーザル募集要項・様式集・山県市てんこもり概要書

7. 質疑・回答

①質疑方法

質問がある場合のみ、質疑書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、山県市農林商工課農林振興係まで持参又は電子メールで送付してください。

②質疑受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月8日（月）午後5時まで（市の休日を除く。）
なお、持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③回答方法

すべての質疑及び回答を市ホームページに掲載します。ただし、質疑を行った事業者名は開示しません。

質疑及び回答は、本要綱等の補足又は修正として取り扱います。

④回答期日

令和8年6月12日（金）（予定）

8. 応募

①応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載の上、応募受付期間内に山県市農林商工課農林振興係（山県市役所2階）まで持参によりご提出ください。
 なお、提案書は1者1提案としてください。

②応募受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月26日（金）午後5時まで（市の休日を除く。）
 なお、受付時間は午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③提出物

提出物	部数	備考
【参加意思表明書】 ・指定様式に従って記入、押印	1部	募集要領 様式第2号
【資格要件確認書】 ・指定様式に従って記入、押印	1部	募集要領 様式第3号
【履歴事項全部証明書（登記簿謄本）】	1部	
【代表者身分証明書（写し可）】	1部	
【法人の定款（写し）】	1部	
【法人概要書】 自由様式、パンフレットの提出も可	1部	
【直近3期分の財務諸表（写し）】 ・確定申告書及び決算報告書等（税務署に提出したすべて） ※税務署受付印のあるもの。 ※電子申告の場合は、受付通知（メール詳細）を添付すること。 ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含む。	1部	
【納税証明書】 ・市町村税（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）（写し可） ・県税（個人県民税及び地方消費税を除く）及び地方法人税特別税・特別法人事業税の納税証明書（写し可） ・法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書（写し可）	1部	

【印影を証する書類】 ※発効後 3 か月以内のもの ・ 法人代表者の印鑑証明書	1 部	
【提案書】 1 買取希望価格 2 提案内容 3 施設整備に関すること ※2・3については、資格審査後、プレゼンテーションしていただきます。	5 部	募集要領 様式第 4 号
【市政情報公開請求に関する提案書の取り扱いについて】 指定様式に従って記入、押印をしてください。	1 部	募集要領 様式第 5 号

9. 提案にあつての条件

- ①農業の振興による地域農産物の販売の拡大を図ることを目的に、農産物販売所を運営する事業者による施設等の活用であること。
- ②施設等の引き渡し日から 5 年間は、農産物販売所面積を 110 m²以上確保し、運営すること。

10. 審査

①審査方法

ア 資格審査

本要綱に定める「3 最低売却価格」及び「5 参加資格要件」に係わる条件を全て満たす者を資格審査合格とします。

審査結果の通知は、応募した者全員に対し、郵送により行います。

通知の発送日は、令和 8 年 7 月 3 日（金）を予定とします。

イ 書類審査

提案書に基づき、買取希望価格及び経営状況について評価を行います。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

資格審査に合格した者から提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」という。）を実施します。

プレゼンテーションは 15 分以内、ヒアリングは 15 分程度とします。

プレゼンテーション等審査の期日は、令和 8 年 7 月 17 日（金）を予定とします。

②企画提案に係わる評価の視点

ア 書類審査

- ・ 買取希望価格
- ・ 経営状況

イ プレゼンテーション等審査

- ・ 提案内容
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 施設利用に関すること
 - (3) 市民・市政への貢献度
 - (4) 市内農業者との連携に関すること
- ・ 施設整備に関すること

11. 売却候補者決定

①決定方法

提案内容、買取希望金額を点数化して評価を行い、最も高い応募者にヒアリングを行った上で売却候補者を決定します。

②結果通知

候補者になったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、郵送により行います。

通知の期日は、令和8年7月下旬を予定としています。

なお、プレゼンテーション等審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とします。

12. 契約の締結

①売買契約の締結

令和8年8月初旬を予定しています。ただし施設を譲渡する時期は、売買代金の支払い完了後とします。

②契約保証金及び売買代金の納付

契約の際、売却候補者には契約保証金として、売買代金の100分の10以上（1円未満切り上げ）に相当する金額を契約締結日から起算して90日以内に市が指定する金融機関に納付していただきます。

契約保証金は、売買代金の一部に充てることができますが、納入した日から売買代金の一部に充当する日までの期間に対する利息を付さないものとします。

残金は、令和8年10月中旬までに市が指定する金融機関に納付してください。売買代金を期日までに納入されない場合、又は契約に定める義務に違反した場合には契約解除となり、すでに納付した契約保証金は市に帰属することになります。

③所有権移転登記及び施設等の引き渡し

所有権移転登記は、売買代金の全額納入後に行います。所有権移転登記の完了時に所有権移転するものとし、その後に現状有姿のまま引き渡すものとします。詳細は、別紙「山県市てんこもり物件概要書」をご確認ください。

13. 情報公開

- ① 提出された書類は、全て山県市情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- ② 提出された提案書は審査以外には使用しません。山県市情報公開条例に基づく行政文書として取り扱います。
今後、提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれかの意思表示をするか、提案書の提出時に（様式第5号）で提出してください。
市としては、当該回答に基づく対応を行いますが、生命、身体の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもあります。
- ③ 本プロポーザルの募集内容、選定結果につきましては、市ホームページにより、適宜情報提供します。

14. その他

- ①経費負担
プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者は、プロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできません。
- ②書類の取り扱い
提出された書類は返却できません。
受付期間終了後における書類の変更や追加は認めません。ただし、市から指示があった場合は、この限りではありません。
- ③失格事由
次のいずれかに該当する場合は失格とします。
ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合
イ 募集要項等に示された提出条件等に適合しない場合
ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合
エ その他、本事業の遂行にふさわしくないと市長が認めた場合
- ④辞退
応募後に辞退するときは、速やかに書面（様式第6号）により、山県市農林商工課農業振興係までその旨を通知ください。

15. 日程

項目	期間又は期日
募集要領等配布	令和8年6月1日(月)から令和8年6月26日(金)
質疑受付期間	令和8年6月1日(月)から令和8年6月8日(月)
質疑回答期日	令和8年6月12日(金)(予定)
募集受付期間	令和8年6月1日(月)から令和8年6月26日(金)
資格審査結果通知	令和8年7月3日(金)(予定)
プレゼンテーション等審査	令和8年7月17日(金)(予定)
結果通知	令和8年7月下旬(予定)
売買契約締結	令和8年8月上旬(予定)
代金納付期限	令和8年10月中旬(予定)

16. 問い合わせ先

山県市農林商工課農林振興係

住所：〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1

電話：0581-22-6830 (直通) e-mail：norin@city.gifu-yamagata.lg.jp

-